

# 群馬整肢療護園「院内感染対策指針」

平成 23 年 11 月 30 日 改正

# 群馬整肢療護園 「院内感染対策指針」

## 1. 院内感染対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止対策ならびに集団感染事例発生時の適切な対応など群馬整肢療護園（以下「当園」という。）における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療提供を図ることを目的とする。

## 2. 院内感染対策に関する基本的な考え方

### (1) 院内感染対策に関する基本姿勢

当園の院内感染対策は、入園児（者）の健康状態や園内外における生活環境条件から集団生活等により感染症に罹患しやすいことを前提に考えていかなければならない。また、医療的なケアを行う際に必然的に起こりうる感染症の伝播リスクを最小限化するとこの視点に立ち、また全ての利用者が罹患する危険性を併せ持つと考え対処する「スタンダードプリコーション」の観点に基づいた医療行為を実践する。合わせて感染経路別予防策を実施する。

個別および園内外の感染症情報を広く共有して院内感染の危険および発生に迅速に対応することを目指す。また、院内感染が発生した事例については、速やかに補足評価して、事例を発生させた感染対策システム上の不備や不十分な点に着目し、その根本原因を究明し、これを改善していく。常に、医療の安全性を確保して患者に信頼される医療サービスを提供して、医療の質の向上に寄与することを基本姿勢とする。

こうした基本姿勢を基にした感染対策活動の必要性、重要性を全部署および全職員に周知徹底し、園内共通の課題として積極的な取組を行う。

### (2) 感染対策具体的な推進

職員は常に手洗いの励行や院内の清掃、換気、また衛生的衣服の着用を心がけるなど、院内での感染対策に高い関心を持って、日々の業務にあたる。流行期には、患者間や職員—患者間で感染が発生しない様、一層の注意をもって業務にあたるものとする。

当園は幼児・小学生・中学生・成人とあらゆる年齢層の利用があるため、感染の様々な状況下にも対応していかなければならない。特に、集団感染につながらないように予防面に力点をおくものとする。

### (3) 院内感染対策に関する職員研修の実施

当園における院内感染対策に関する基本的な考え方や個別事案に対する予防・再発防止策の周知徹底を図るため、職員全員を対象とした教育・研修を計画的に実施する。参加者は止むを得ず参加できなかったものに対し、研修の要旨を伝えるものとする。各所属責任者は研修出欠の調整と共に伝達を行い、情報の共有化や知識の平準化をはかることに努める。

### (4) 院内感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染発生予防及びまん延の予防を図るため、感染症発生状況を感染委員会を通じて園職員に定期的に通知する。その他、院内感染対策上重要な病原微生物やウイルス検出があった場合は臨時会議を開催し報告する。

### (5) 院内感染症発生時の対応に関する基本方針

職員は、院内感染症発生を疑われる事例が発生した場合には園長に通報する。感染経路の遮断と共に他児（者）への感染拡大を防止するように努める。予防的に隔離室で観察を行う。

### (6) 患者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、患者様等に感染対策への理解と協力を得るため、園のホームページに掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努める

## 3. 院内感染対策管理体制

### (1) 園内感染対策委員会の設置

園内感染予防及び園内の感染防止対策の充実と強化を図り、感染管理活動を行うことを目的とする。院内感染の問題等の発生時、新規対策が必要な事項に関し検討する。委員会は下記に掲げる者で構成する。委員会は毎月1回程度開催する。また必要な場合委員長は臨時委員会を開催することが出来る。

### (2) 委員会は次に掲げる者で組織する。

①園長（委員長）、診療・療育部長、事務長、看護部長、検査課長、薬剤師

②各所属：そよ風棟2名、若草棟2名、リハビリ課1名、栄養課1名、

外来1名、通園部門1名 地域療育連携室1名

{ 同法人：乳児園看護師1名・大地(身体障害者療育施設)看護師1名 }

### (3) 委員会の管掌事項は次のとおりである。

- ①院内感染の実態調査、予防対策等の企画、立案にかかわること。
- ②診療材料のチェック・清潔状態の保持に関すること。
- ③感染時の取り扱いに関すること。
- ④院内感染防止ガイドラインの作成及び院内感染防止に必要な各情報の伝達、職員の教育、指導に関すること。
- ⑤その他の院内感染、業務感染の防止対策に関すること。

#### 4. 院内感染管理のためのマニュアル整備

##### (1) 院内感染防止マニュアルの作成と見直し

- ①感染対策委員は各職場において院内感染防止マニュアルを整備する。
- ②院内感染防止マニュアルは各職場共通のものとして整備する。
- ③院内感染防止マニュアルは関係職員に周知し、必要に応じて見直す。

##### (2) 院内感染防止マニュアル作成の基本的な考え

院内感染防止マニュアルは、平成 12～14 年度に厚生労働科学研究（新興・再興感染症研究事業）で「院内感染発症リスクの評価及び効果的な対策の開発等の研究」で 3 年間研究を重ね、刊行された『院内感染防止手順』から、重要と思われる内容を抜粋し、当園の特徴に合わせて作成したものである。

付則 1) この指針は平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

- 2) 平成 22 年 12 月より同法人大地が会議に参加することになる。
- 3) 平成 23 年 4 月 1 日群馬整肢療護園の組織体系改正に伴い、3. 院内感染対策管理体制の(2)の委員会組織の役職名・所属の名称変更をした。
- 4) 平成 23 年 11 月 30 日に見直しを行い、2. 院内感染対策に関する基本的な考え方について、(4) (7) の項目を追加した。